

緊急雇用対策プログラム

(緊急雇用対策プログラム実施要領)

1 目的

株式会社イトーヨーカ堂がイトーヨーカドー函館店の閉店を決定したことに伴い、離職者が発生する見込みとなったため、離職者の早期再就職の促進や生活の安定を図ることを目的に函館公共職業安定所及び函館市等との連携の下に合同説明会・総合相談会の開催など所要の緊急雇用対策プログラムを実施する。

2 離職等対象者

株式会社イトーヨーカ堂と雇用契約のあるイトーヨーカドー函館店の正社員、契約社員、パート社員等のほかテナント従業員のうち閉店により離職の対象となる者。

3 対策期間

令和4年2月28日から当面の間

4 対策内容

- (1) 「イトーヨーカドー函館店関連離職者特別労働相談室」の設置
 - ・ 設置日 令和4年2月28日
 - ・ 設置場所 渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課内
- (2) 連携事業（函館公共職業安定所、函館市、産業雇用安定センター等と連携する事業）
 - ・ 離職前制度説明会の開催
 - ・ 総合相談会の開催
- (3) その他
 - ・ 勤労者福祉資金貸付制度の活用
 - ・ 道立函館高等技術専門学院（MONOテク函館）が行う職業訓練の周知
 - ・ その他必要な措置

【具体的な対策内容】

- 1 イトーヨーカドー函館店関連離職者特別労働相談室の設置
 - (1) 設置日 令和4年2月28日
 - (2) 設置場所 渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課内
 - (3) 内 容 雇用及び労働に関する相談、その他付随する事項
- 2 制度説明会の開催
 - (1) 開催日 令和4年3月14日～16日
 - (2) 参加機関 函館公共職業安定所、函館市、産業雇用安定センター北海道事務所、渡島総合振興局
 - (3) 内 容 ハローワーク利用、雇用保険制度、国民健康保険制度、勤労者福祉資金、生活福祉資金、産業雇用安定センターの業務内容説明等
- 3 総合相談会
 - (1) 開催日 令和4年7月26日
 - (2) 参加機関 函館公共職業安定所、函館労働基準監督署、函館市、日本年金機構函館年金事務所、産業雇用安定センター北海道事務所、ポリテクセンター函館、ジョブカフェ・ジョブサロン函館、函館市、函館高等技術専門学院、渡島総合振興局
 - (3) 内 容 函館公共職業安定所による離職者に対する雇用保険受給資格認定、各機関からの制度説明・離職者に対する個別相談